

(様式2)

地方自治法(昭和22年4月17日法律第67号)第234条第2項、地方自治法施行令(昭和22年5月3日政令第16号)第167条の2第1項第5号及び横浜市契約事務委任規則第4条第4項第2号により次のとおり随意契約を締結したので、その概要を公表します。

令和8年3月26日

横浜市契約事務受任者
横浜市教育次長 石川 隆一

- 1 契約の概要
若葉台中学校 給水管漏水修繕
- 2 履行場所
横浜市旭区若葉台1丁目13-1
横浜市立若葉台中学校
- 3 契約日
令和8年2月25日
- 4 履行日又は履行期間
令和8年3月31日
- 5 契約金額
1,936,000円(税込)
- 6 契約の相手方(名称及び所在)
横浜市中区石川町3-105-18
株式会社伸栄興業所
- 7 当該随意契約を行わざるを得なかった理由
漏水の発生により、給水系統が使用不可となった。早急に対応しなければトイレの使用不可等による学校運営への支障が生じる恐れがあることから、緊急契約での作業を実施した。
- 8 契約の相手方の選定理由
有資格者名簿の中から対応可能な業者を選定した。
- 9 所管
教育委員会事務局教育施設課